

# 福岡市公報

令和7年11月20日 第7191号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目

次一

ページ

規

則

○福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例の施行期日を  
定める規則（第93号） ..... 1

○福岡市立今宿野外活動センター条例施行規則の一部改正（第94号） ..... 2

## 告 示

○歳入の徴収の事務の委託（第232号） ..... 2

○住居表示を実施すべき区域の一部における街区の区域又は街区符  
号の変更（第233号） ..... 3

○電線共同溝を整備すべき道路の指定（第234号） ..... 4

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了（第318号） ..... 5

○開発行為に関する工事の完了（第319号） ..... 5

## 教 育 委 員 会

○福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
(規則第17号) ..... 5

○指定管理者の代表者の変更（告示第9号） ..... 6

## 規 則

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、  
ここに公布する。

令和7年11月20日

福岡市長 高島宗一郎

福岡市規則第93号

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例（令和7年福岡市条例第56号）は、  
令和7年11月25日から施行する。

# 福岡市公報

令和7年11月20日 第7191号

福岡市立今宿野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年11月20日

福岡市長 高島宗一郎

## 福岡市規則第94号

福岡市立今宿野外活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立今宿野外活動センター条例施行規則（平成15年福岡市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第15条中「5年」を「20年」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 福岡市告示第232号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、歳入の徴収の事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年11月20日

福岡市長 高島宗一郎

委託事務	委託の相手方	指定をした日	委託をした日	委託期間
平尾霊園、三日月山霊園及び西部霊園の土地の一時使用に係る使用料の徴収事務並びに平尾霊園、三日月山霊園、西部霊園及び鴻巣山緑地の公園使用料の徴収事務	福岡市城南区梅林四丁目11番12号 株式会社 福岡植木	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
舞鶴公園及び東平尾公園の公園使用料並びに有	福岡市中央区小笹五丁目1番1号 公益社団法人	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

料公園施設使用料の徴収事務	福岡市緑のまちづくり協会			
小戸公園及び生の松原海岸森林公園の公園使用料並びに有料公園施設使用料の徴収事務	福岡市博多区吉塚六丁目6番36号 株式会社 環境開発	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
東平尾公園（大谷広場に限る。）の公園使用料の徴収事務	大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 大和リース株式会社	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
友泉亭公園、楽水園及び松風園の公園使用料並びに有料公園施設使用料の徴収事務	福岡市早良区西新二丁目1番54号 安藤造園土木株式会社	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
アイランドティ中央公園の公園使用料及び有料公園施設使用料の徴収事務	小山・FM福岡共同事業体 代表者 福岡市東区若宮五丁目9番8号 株式会社 小山千緑園	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
かなたけの里公園の公園使用料及び有料公園施設使用料の徴収事務	福岡市博多区須崎町12番8号 株式会社 エスティ環境設計研究所	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 福岡市告示第233号

住居表示に関する法律第3条第3項の規定に基づき、昭和43年福岡市告示第2号、昭和45年福岡市告示第30号、昭和47年福岡市告示第3号、昭和49年福岡市告示第40号及び第173号、昭和50年福岡市告示第156号及び第193号、昭和54年福岡市告示第211号、昭和55年

# 福岡市公報

令和7年11月20日 第7191号

福岡市告示第184号、昭和56年福岡市告示第212号、昭和58年福岡市告示第235号、昭和59年福岡市告示第219号、昭和60年福岡市告示第178号、昭和61年福岡市告示第175号、昭和62年福岡市告示第247号、平成元年福岡市告示第196号、平成3年福岡市告示第153号並びに平成5年福岡市告示第238号により告示した区域の一部について街区の区域又はその街区符号を変更するので、福岡市住居表示に関する条例第2条の規定により次のように告示する。

なお、その関係書類は、福岡市役所（市民局総務部戸籍住民課）に備え付ける。

令和7年11月20日

福岡市長 高島宗一郎

## 1 街区の区域を変更する区域

福岡市東区西戸崎二丁目、雁の巣一丁目、奈多一丁目、下原一丁目、香椎駅東二丁目、香住ヶ丘四丁目、城浜団地、千早三丁目、松崎三丁目、舞松原五丁目、蒲田二丁目、青葉一丁目、青葉三丁目、多々良二丁目、松島一丁目、松島二丁目、箱崎三丁目、原田四丁目、二又瀬及び馬出六丁目、博多区東比恵三丁目並びに西区下山門団地、橋本二丁目、壱岐団地及び戸切二丁目の各一部

## 2 街区の街区符号を変更する区域

福岡市南区弥永団地の一部

## 3 実施期日

令和7年11月20日

---

## 福岡市告示第234号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路として次のように指定したので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年11月20日

福岡市長 高島宗一郎

市道

路線番号	路線名	区間	延長 (メートル)	指定の部分
城南8102	田島原線	城南区茶山五丁目390番1地先から 同 七隈二丁目1216番2地先まで	675	上下線
早良8102	田島原線	早良区飯倉五丁目151番5地先から 同 341番1地先まで	234	上下線

公 告

---

福岡市公告第318号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年11月20日

福岡市長 高島 宗一郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市東区奈多三丁目180番1から180番12まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区室見が丘二丁目4番7号

株式会社 トータル都市開発九州

---

福岡市公告第319号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年11月20日

福岡市長 高島 宗一郎

1 工事が完了した工区の名称

第2工区

2 第2工区に含まれる地域の名称

福岡市西区太郎丸二丁目7番21号

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区北原一丁目4番14号クレシア式番館1F A

株式会社 九大学研不動産

---

教 育 委 員 会

---

福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和7年11月20日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第17号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡市公民館条例の一部を改正する条例（令和7年福岡市条例第59号）は、令和7年11

---

月25日から施行する。

**福岡市教育委員会告示第9号**

公の施設の指定管理者から令和7年福岡市教育委員会告示第1号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市立市民センター条例第17条後段の規定により次のように告示する。

令和7年11月20日

福岡市教育委員会

区分	公の施設の名称	指定管理者の名称	共同事業体の構成団体の名称	指定管理者（共同事業体の構成団体）の代表者の氏名	変更年月日
変更前	福岡市立早良市民センター	さわら市民と街のコネクトパートナー	株式会社 福岡市民ホールサービス	代表取締役社長 山方 浩	令和7年 6月27日
変更後				代表取締役社長 西村 孝志	